## 平成27年度弁理士試験論文式筆記試験問題

## 「意匠」

## 【問題I】

甲は、サンダルの意匠**イ**について、平成26年6月2日に、意匠登録出願**A**をし、平成26年6月6日に、意匠**イ**に類似する意匠**ロ**について、意匠**イ**を本意匠とする関連意匠登録出願**B**をした。

**乙**は、意匠登録出願**A**と同日に、サンダルの意匠**ハ**について意匠登録出願**C**をし、 平成 26 年 7 月 2 日に、意匠**ハ**に類似する意匠**ニ**について、意匠**ハ**を本意匠とする関連 意匠登録出願**D**をした。

**甲**は、平成 26 年 8 月 2 日から、日本国内において、意匠**イ**、**ロ**に係るサンダルの製造販売の準備をし、その後、製造販売を継続して行っている。

ここで、甲の意匠イ、ロ、乙の意匠ハ、二はそれぞれ自ら独立的に創作したものであった。意匠イは、意匠ハに類似するが意匠二には類似せず、意匠口は、意匠ハに類似しないが意匠二には類似するものであった。

また、平成 25 年 10 月 1 日には、意匠権の存在しない公然知られた意匠Yが存在しており、意匠Yは、意匠 $\Lambda$ 、二に類似しないものであった。

その後、平成 26 年 12 月 2 日に、**甲**は出願**A**、**B**について意匠**Y**の存在により意匠 法第 3 条第 1 項第 3 号に該当する旨の拒絶理由の通知を受けた。

甲は意匠**イ**に係る出願**A**について意見書を提出して応答したが、意匠**口**に係る出願 **B**については反論が難しそうなので応答せず拒絶査定が確定した。

上記事実関係を前提にして、以下の設問に答えよ。

ただし、これらの意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認出願でもなく、かつ、新規性喪失の例外の規定の適用はなく、放棄、取下げ又は却下されず、名義変更も行わないものとする。

- (1) **甲**が意匠**イ**について意匠登録を受けることができない場合を挙げ、それらの場合、**乙**が意匠**ハ、二**について意匠登録を受けることができるかについて説明せよ。
- (2) **甲**の意匠**イ**に係る出願**A**の拒絶査定が確定し、**乙**が意匠**二**について設定登録を受けた場合において、**甲**が意匠**口**に係るサンダルを製造販売する行為が意匠**二**の意匠権を侵害すると**乙**から警告を受けた。上記事実に基づいて、**甲**はいかなる抗弁が可能であるか。意匠法の規定とその制度趣旨を説明せよ。

【60点】

## 【問題Ⅱ】

甲は、ソファーに係る意匠**イ**、テーブルに係る意匠**ロ**、エアーコンディショナー(エアコン)に係る意匠**ハ**を、意匠に係る物品「一組の応接家具セット」として意匠登録出願**A**を行った。意匠**イ**と意匠**ロ**とは統一があったが、意匠**ハ**は意匠**イ**、意匠**ロ**と統一がない。

その後、**甲**は、出願**A**は意匠法第8条の要件を満たさないことを理由とする拒絶理 由通知を受けた。

甲は、この拒絶理由通知に適切に対応し、出願 A は「一組の応接家具セット」に係る意匠として意匠登録された。

**甲**が、意匠登録された意匠に係る「一組の応接家具セット」を販売していたところ、 **乙**から、**乙**が保有するソファーに係る意匠**二**の意匠権を侵害している旨の警告を受けた。

以上に基づき、以下の設問に答えよ。

- (1) **甲**が、拒絶理由通知に対して行なった「適切な対応」とはいかなるものであるかを、理由と共に述べよ。
- (2) **甲**の出願に係る意匠**イ**と**乙**の出願に係る意匠**二**が類似していることを前提として、**甲**が意匠権を保有しつつも**乙**から警告を受ける事態が発生することの理由を述べた上で、**乙**の警告の妥当性を検討せよ。

【40点】